

難民認定業務についての質問

市川正司

1 「難民認定制度の運用の見直し」の進行状況

第6次出入国管理政策懇談会の難民認定制度に関する専門部会による「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」（2014年12月）が提出されたことを受けて、「真の難民の迅速かつ確実な庇護を推進するため」に「難民認定制度の運用の見直しの概要」（2015年9月）が発表されています。この「見直しの概要」に関して、

- (1) ①「新しい形態の迫害」への難民条約の的確な解釈による保護の検討、②国際的動向・国際人権法規範を踏まえた「待避機会」としての在留許可を付与するための枠組みの創設、③国内外の実務先例等を踏まえた、難民該当性に関する「規範的要素」の明確化の取組、などが掲げられており、これらは難民認定や補完的な保護の対象者を明確にし、保護の基準を国際的な基準に適合させるためにも有意義と考えますが、その検討状況、取組状況はいかがでしょうか。
- (2) UNHCRの発行する諸文書などの参照、UNHCR等との積極的連携、協力によるケース・スタディーを含む難民調査官への研修等の実施が掲げられており、これは(1)の検討等に当たっても有効と考えますが、現在、UNHCR等との連携、協力状況はどのようになっているのでしょうか。

また、「見直しの概要」にはないものの、UNHCRから個別案件の審査に関するアドバイスを受けることなども一つの方法と思いますが、UNHCRの審査への関与のあり方については検討されているのでしょうか。

2 難民審査参与員制度についてのご質問

- (1) 難民審査参与員が難民認定の意見を提出したにもかかわらず、法務大臣が不認定の結論を維持したものとありますが、何年頃から、何件程度ずつ発生しているのでしょうか。そのように意見が異なることとなった理由はどのような点にあったか、可能な限り具体的に説明いただけるのでしょうか。

- (2) 行政不服審査法の改正に伴い、難民審査参与員が審理員としての役割も持つこととなり、制度の透明性を確保し、制度への信頼を維持することはより重要になっていると考えますが、難民審査参与員の推薦母体等の具体的な選任基準、難民審査参与員ごとの審理件数、認定意見の数など審理結果の公表等は、どの程度なされているでしょうか。また、今後どの程度公表される可能性があるでしょうか。
- (3) 前記の「難民認定制度の運用の見直しの概要」では、難民審査参与員の専門性の向上等のために「難民審査参与員間の判断事例等の共有」が掲げられていますが、実施状況はいかがでしょうか。

3 難民認定申請者の生活について

- (1) 難民認定申請者に対して、住居費や生活費にあてるための保護費が外務省の予算により支給される場合がありますが、その予算額、支給対象者の人数の近時の変遷はどのようになっているでしょうか。難民申請者の増加を受けて、法務省として保護費の拡充などについて外務省等と協議などをされているでしょうか。
- (2) 難民申請者として仮滞在を許可されている者の件数はどのくらいでしょうか。仮滞在許可を受けている者は、在留資格はないので就労はできないという運用かと思いますが、保護費の受給状況や生活の手段について、データなどがあればお聞かせください。

以上